

## 三木市空家等対策協議会 公募委員募集要綱

### 1 目的

この要綱は、三木市空家等対策協議会条例第3条第7項第2号に規定する市民の公募による委員を選出する方法を定める。

### 2 応募の資格

次の全ての要件を満たしている者を対象とする。

- (1) 18歳以上で市内に在住、在勤、在学している者
- (2) 空き家問題に関心のある者
- (3) 市が設置する他の審議会などの委員でない者
- (4) 市議会議員や市職員でない者

### 3 応募の方法

応募用紙に、住所、氏名などの必要事項と応募の理由及び空き家問題についての考えなどを記入の上、生活安全課まで持参または郵送（当日消印有効）、FAX若しくはEメールで提出する。（ただし、添付ファイルでなくメール本文に必要事項を直接入力してください。）

### 4 選考方法

- (1) 選考委員会を設置し、応募書類による選考を行う。
- (2) 選考委員会の委員長は、市民生活部長とする。
- (3) 委員は生活安全課長、建築住宅課長、縁結び課長とする。

### 5 失格要件

次に該当する場合は、委員になることができない。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があると認められるとき。
- (2) 委員としての業務遂行に支障があると認められるとき。

### 6 任期

委員の任期は、委嘱の日から2年以内とする。

### 7 業務

空家等対策計画の実施及び変更に関する事項等の調査審議

### 8 報酬

報酬は、日額8,000円とする。ただし、業務時間が4時間以下の場合は、半額を支給する。

### 9 開催回数

年3回以内程度